

(別表)

	意見概要	回答(案)
	<p>・視点場、に配慮された項目があることは評価される。「公共事業構築の際、ここから見たら公共構築物対象物が一番美しく見えるという視点場を設定すること」による外部景観への配慮と「公共事業構築物の中から外を見たときの景観を美しく見せること」による内部景観への配慮のバランスが重要と考える。</p>	<p>御意見のとおり、良好な景観を形成する上では、公共施設が視点場及び視対象となることに配慮して事業に取り組むことが大切であると考えていることから、公共事業の実施における基本的事項に盛り込んでいるところです。</p> <p>今後、ガイドラインに基づいた公共施設の整備するに当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただき取り組んで参りたいと思います。</p> <p>原案のままさせていただきます。</p>
	<p>・事業に関する情報の共有や、事業の初期段階から景観に対する意見を出す機会や住民が話し合いに参加できる機会があれば、無駄な開発を防止することができ、地域に根付いた良好な景観を保つことができると思う。</p> <p>・良好な景観を保つためには、周辺の住民との景観に対する意識の共有が必要だと思うので、話し合いの場などを設け、議論しながらお互いが知識を学ぶことが大切だと思う。</p>	<p>御意見のとおり、良好な景観を形成する上では、構想・計画段階から良好な景観形成についての認識の共有に努めることが大切と考えていることから、公共事業の実施における基本姿勢にその点を盛り込んでいるところです。</p> <p>今後、ガイドラインに基づいた公共施設の整備するに当たっては、いただいた御意見を参考にさせていただき取り組んで参りたいと思います。</p> <p>原案のままさせていただきます。</p>
	<p>・第4の公共事業の実施における基本姿勢の3で「地域住民の景観形成への意識を高めるとともに民間の建築活動等に影響を与え、良好な公共空間に導くように努めます。」とあるが、どのような方法や体制で地域住民の意識を高めるのかなど具体的に示した方が良いのではないか。</p> <p>・第4の公共事業の実施における基本姿勢で構想段階から景観に対する姿勢が謳われているが、具体策を盛り込んだほうが良いのではないか。</p> <p>・地域の景観特性の認識の共有を県民レベルで進めることが必要と思うが、具体策を盛り込んだ方が良いのではないか。</p>	<p>景観は、地域によって多様であることから、良好な景観の形成の手法や体制も市町によって様々であると考えます。公共事業における良好な景観形成を進める上では、具体策を示すことよりも、地域に応じた手法や体制で対応していくことが望ましいと考えます。</p> <p>このため、ガイドラインは、良好な景観を形成するための大きな方針を示すものとしています。</p> <p>原案のままさせていただきます。</p>

	意見概要	回答(案)
	<p>・「公共事業における良好な景観」とは、誰が判断するのか。また、良好な景観ではないと判断された場合、どのような対応をするのか示す必要があるのではないか。</p>	<p>山口県景観条例の基本理念に示しているとおり、景観は、それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものなので、良好な景観であるかどうかの認識は、人によって異なるものです。</p> <p>このため、公共事業においては、良好な景観形成についての認識の共有に努めることが大切と考えます。</p> <p>また、景観形成の評価に努め、その評価を次に行う事業に生かし、より質の高い公共施設の整備に努めることが大切であること考えていることから、公共事業の実施における基本姿勢に、これらの点を盛り込んでいるところです。</p> <p>原案のままさせていただきます。</p>
	<p>・ガイドラインの対象が、県の公共事業に限定されているが、ガイドラインでも記述されているように県の公共事業だけで景観を形成することはできないと思う。県内の国や市町の公共事業についても関連性を明記することが必要ではないか。</p>	<p>ガイドラインは、山口県条例に基づくものであり、その対象は、県が実施する公共事業に限られます。</p> <p>しかしながら、御意見のとおり、公共事業における良好な景観の形成の目標である“県民に親しまれる文化の薫り高い公共空間づくり”の実現のためには、国や市町が行う公共事業との連携も大切であることから、公共事業の実施における基本的事項に、所管や立場の違いを超えた一体的な取組みに努めることを盛り込んでいるところです。</p> <p>原案のままさせていただきます。</p>
	<p>・公共事業にありがちな「グレードアップ＝華美な装飾」などの考え方ではなく、地域特性への配慮など下記の事項について明文化されたことは評価できる。</p> <p>地域固有の景観特性を形成する要素を十分に把握し、継承することが重要 境界における見え方への工夫 経年変化への配慮</p>	<p>御意見のとおり、華美な装飾をすることが景観に配慮することではなく、地域特性等に配慮した施設整備を行うことが大切であると考えていることから、公共事業の実施における基本姿勢にその点を盛り込んでいるところです。</p> <p>原案のままさせていただきます。</p>